

## 宇和島市青少年活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中高大学生世代の青少年（以下「青少年」という。）が主体となって取り組むまちづくり活動を促進することにより、本市の将来を担う人材の育成を図るとともに、本市の活性化につながるまちづくり活動を支援するため、宇和島市青少年活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 団体の構成員として青少年が3人以上いること。ただし、複数の世帯の青少年で構成されていること。
- (2) 団体の責任者及び管理監督者として、19歳以上の者が2人以上いること。
- (3) 活動の目的が明らかであり、補助金に係る活動を自主的に行うことができること。
- (4) 過去に同一の活動について、補助金の交付を3回以上受けていないこと。

(補助対象活動)

第3条 補助金の交付対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、青少年が主体となって取り組む、本市の活性化につながるまちづくり活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、補助対象としないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治的又は宗教的な活動
- (3) 学校の授業の一環として行う活動

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する活動を行うために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費及び交通費
- (3) 消耗品費
- (4) 原材料費
- (5) 印刷製本費
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 燃料費
- (8) 委託料
- (9) 通信運搬費
- (10) 保険料
- (11) 食糧費
- (12) その他市長が適切と認めるもの

2 次に掲げる経費は、補助対象経費としないものとする。

- (1) 団体の管理運営費
- (2) 団体構成員の所有物を使用した場合の謝礼及び賃借料
- (3) 団体の経常的な運営に係る経費
- (4) 目的達成のために必要不可欠でない食糧費
- (5) 領収書等により、団体が支払ったことを明確に確認できないもの
- (6) その他市長が不適切と認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ず自家用車を利用した場合であって、経路及び活動実績を明確に確認することができるものについては、宇和島市職員等の旅費に関する条例（平成29年条例第35号）第17条に規定する車賃の額を上限として補助対象経費とすることができる。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、1活動当たりの補助限度額は、10万円とする。

（事前審査の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、市長が定める期日までに提出し、あらかじめ補助対象活動の認定を受けるものとする。

- (1) 宇和島市青少年活動補助金活動計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 団体名簿（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（審査委員会）

第7条 市長は、前条に規定する申請について審査するため、宇和島市青少年活動補助金交付審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 審査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 4 委員長は、教育長をもって充て、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長の指名する者をもって充て、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、教育部長、学校教育課長及び生涯学習課長及び教育委員のうち1人をもって充てる。

（補助対象活動の認定）

第8条 市長は、前条の規定により申請者の提出書類を審査し、補助金の内定の適否を決定し、宇和島市青少年活動補助金審査結果通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（活動実施期間）

第9条 補助対象活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第10条 第8条の規定により内定通知を受けた者は、規則第4条に規定する申請書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1年度につき1回までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金交付要綱の廃止)

2 宇和島市青少年市民協働センター事業費補助金交付要綱(令和5年要綱第100号)は、廃止する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

宇和島市青少年活動補助金活動計画書

年 月 日

宇和島市長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名

宇和島市青少年活動補助金の交付を受けたいので、宇和島市青少年活動補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 補助金額 (活動費総額)	円 ( 円)
2 活動名	
3 目的	
4 内容	
5 予定期間	
6 効果見込	
7 その他 特記事項	

添付書類

- ・収支予算書（様式第2号）
- ・団体名簿（様式第3号）
- ・その他市長が必要と認める書類

収支予算書

1 収入の部

区分	予算額（円）	概要（積算基礎等）
計		

2 支出の部

区分	予算額（円）	概要（積算基礎等）
計		

様式第3号（第6条関係）

団体名簿

団体名：

	氏名	生年月日	住所	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※備考欄には、団体内の役職、所属先（学校や勤務先等の所属）などをご記入ください。

様式第4号（第8条関係）

宇和島市青少年活動補助金審査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで申請のありました宇和島市青少年活動補助金の交付について、下記のとおり内定しましたので、宇和島市青少年活動補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

活動名	
審査結果	<input type="checkbox"/> 採択 <input type="checkbox"/> 不採択
活動費	円
補助金額	円
審査年月日	年 月 日
備考	